

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 8 月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第73号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
別表第1（第2条、第7条、第8条、第13条関係） 1 使用料及び手数料 （1）～（24）略 （25）鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項の規定に基づく手数料（同項第15号から第15号の4まで、第19号の2、 <u>第181号</u> 、第223号から第225号まで、第327号及び第328号に規定する手数料を除く。） （26）略 2 略	別表第1（第2条、第7条、第8条、第13条関係） 1 使用料及び手数料 （1）～（24）略 （25）鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項の規定に基づく手数料（同項第15号から第15号の4まで、第19号の2、第223号から第225号まで、第327号及び第328号に規定する手数料を除く。） （26）略 2 略

附 則

この規則は、平成21年9月1日から施行する。